

南会津町女性在宅ワーカー就業支援業務委託

公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本実施要領は、「南会津町女性在宅ワーカー就業支援業務」（以下「本業務」という。）について、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有したと判断される事業者を委託事業者として選定することで、本業務の円滑かつ安定的な運営を図ることを目的とする。

2 業務の概要

- | | |
|------------|-----------------------------|
| (1) 業務委託名 | 南会津町女性在宅ワーカー就業支援業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別紙仕様書のとおり |
| (3) 業務委託期間 | 契約締結日から令和8年3月13日（金）まで |
| (4) 委託費の上限 | 3,201,000円（消費税額及び地方消費税を含む。） |

3 参加資格

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中でないこと。
- (3) 公告日現在、「南会津町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱」に基づく指名停止措置の期間中でないこと。
- (4) 本町の入札参加資格を有していない場合は、公告日現在、国及び他の地方共同体において、指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 南会津町暴力団排除条例（平成24年南会津町条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びに同条第3号に規定する暴力団員等と関係を有する者でないこと。

4 スケジュール

- | | |
|--------------------|---------------------------|
| (1) 公告日 | 令和7年5月19日（月） |
| (2) 質問受付期間 | 令和7年5月19日（月）～令和7年5月22日（木） |
| (3) 質問に対する回答 | 令和7年5月26日（月） |
| (4) 参加申込書等提出期限 | 令和7年5月30日（金） |
| (5) 参加資格審査結果通知 | 令和7年6月3日（火） |
| (6) 企画提案書等提出期限 | 令和7年6月17日（火） |
| (7) 審査会（プレゼンテーション） | 令和7年6月24日（火） |

- (8) 審査結果通知 令和7年6月24日（火）以降
- (9) 契約締結 令和7年6月24日（火）以降

5 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間
令和7年5月19日（月）～令和7年5月22日（木）午後4時まで
- (2) 提出方法
 - ア 所定の質問書（様式1）に記入し、電子メールで提出すること。
E-mail : h_shokou@minamiaizu.org
 - イ 標題は「南会津町女性在宅ワーカー就業支援業務委託質問書」とすること。
 - ウ 様式については、町ホームページからダウンロードすること。
URL <https://www.town.minamiaizu.lg.jp/>
 - エ メール送信後、南会津町商工観光課（電話 0241-62-6200）に電話し、受信を確認すること。
- (3) 質問への回答
令和7年5月26日（月）午後5時までに町ホームページに掲載する。
 - ア 電話及び口頭による個別の対応は行わない。
 - イ 回答にあたっては質問を行った事業者名は公表しない。
 - ウ 質問の趣旨や内容が不明確なものについては、回答しない場合がある。

6 参加申込書の提出及び参加資格審査

- (1) 提出書類
 - ① プロポーザル参加申込書（様式2）
 - ② 誓約書（様式3）
 - ③ 業務実績書（様式4）
 - ④ 会社概要書（様式自由、パンフレット可）
- (2) 提出先
南会津町商工観光課 雇用促進係
- (3) 提出期限
令和7年5月30日（金） 午後4時（必着）
- (4) 提出方法
持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は提出期限内必着とする。
- (5) 参加資格審査結果通知
審査会（プレゼンテーション）への参加資格審査結果については、令和7年6月3日（火）までにメールで通知する。

7 企画提案書等の提出

- (1) 提出先
南会津町商工観光課 雇用促進係
- (2) 提出期限

令和 7 年 6 月 17 日（火） 午後 4 時（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は書留郵便とし、本プロポーザルに係る書類が封入されていることがわかるように記載すること。

(4) 提出書類

① 企画提案書（任意様式）

② 見積書（任意様式。ただし、内訳書等積算根拠のわかるものを添付すること。）

(5) 企画提案書の作成形態

① 提出書類は、A 4 判を基本とするが、A 3 判を使用する場合は、A 4 判に織り込むこと。

② 使用する文字サイズは Microsoft Word 形式 10.5 ポイント以上とする。ただし、図表中及び図面中の文字サイズについては、この限りではない。

③ 表紙には、業務委託名、提出年月日を記載することとし、正本のみ参加者名を記載すること。

④ 総提出書類は表紙を除き 10 ページ以内とし、各ページに番号を付すこと。

(6) 提出部数

正本各 1 部、副本各 5 部とする。

8 選定方法等

提出された企画提案書等に基づき、町の職員で構成する「南会津町女性在宅ワーカー就業支援業務委託公募型プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）において、別に定める審査要領により総合的に審査し、受託候補者を決定する。

(1) 審査基準の概要

① 業務遂行能力に関する評価（業務実績、業務体制等）

② 企画提案に関する評価（実施方針、実施工程、実施方法及び内容等）

③ 見積額に関する評価（積算根拠等）

(2) 審査会（プレゼンテーション）の開催（予定）

実施日：令和 7 年 6 月 24 日（火） 午後

場 所：南会津町役場 3 階 正庁

※ 日時・場所等の詳細については、参加者に別途連絡する。

9 審査会（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施

(1) 審査は、企画提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングにより行う。

(2) プロジェクターとスクリーンは町で準備するが、その他の必要な機材については、参加者が準備するものとする。

(3) プレゼンテーションにおいて、パワーポイント等の使用を認めるが、企画提案書に記載された内容に基づくものとする。

(4) プレゼンテーションの時間は 30 分以内（参加者からの説明 20 分以内、ヒアリング 10 分以内。準備時間は除く。）とする。

(5) 参加者は、業務提案書の内容を熟知している者 2 人以内とする。

- (6) 参加者が5者を超える場合には、企画提案書のみによる審査を実施し、上位と評価された5者により(1)の審査を行う。
- (7) 審査会において、最も高い評価となった参加者を第1受託候補者として選定し、次点となった参加者を第2受託候補者とする。
- (8) 評価点が同点であった場合は、審査会において合議の上、総合順位を決定するものとする。
- (9) 参加者が1者のみであった場合でも、審査会において企画提案書等に基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価するものとする。
- (10) 特別な事情がある場合を除いて、指定の時間に遅れたり、欠席したりした場合は、受託の意思がないものとみなし、失格とする。
- (11) 審査結果については、審査会に参加した参加者全員に対してメール及び書面により通知するとともに、町ホームページに掲載する。(第1受託候補者は名称も掲載する。)
- (12) 審査結果に対する異議申し立ては、一切受け付けない。

10 契約

(1) 受託者の決定

町は、第1受託候補者と仕様並びに委託料等詳細について協議の上、受託者として決定する。ただし、第1受託候補者との協議が調わない場合は、第2受託候補者と協議を行い、受託者を決定することができる。

(2) 契約の締結

上記(1)で決定した受託者は、契約に必要な書類を作成し、町と協議の上、速やかに契約手続きを進めるものとする。なお、町は、本業務の目的達成のために必要な範囲内で、業務を追加、変更、又は削除することができる。この場合、委託料上限を限度として、受託者と契約内容及び契約額等を調整できるものとする。

11 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「3 参加資格」に定めた要件を欠いたとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 提出期限までに提出書類が提出されなかったとき。
- (4) 審査の公平性を害する行為があったとき。

12 その他留意事項

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は本プロポーザルにおける選定以外に使用しない。
- (3) 提出書類については、町がやむを得ないと認める場合を除き、提出後の修正又は変更はできない。
- (4) 企画提案書の提出は、1参加者につき1提案のみとする。
- (5) 企画提案書に係る著作権は、それぞれの提案者に帰属するものとするが、町が執務上必要となる場合は、著作権の有無に関わらず、企画提案書の一部を使用することが

できるものとする。

- (6) 本プロポーザルの参加者が 1 者のみであっても、プロポーザルは実施し、提案内容の審査及び受託候補者の選定を行う。
- (7) 本プロポーザルの参加に要した費用は、全て参加者の負担とする。
- (8) やむを得ない理由により、本プロポーザルを中止した場合、本プロポーザルに要した経費や損害賠償を町に請求することはできない。
- (9) 参加表明後に参加を辞退する場合は、速やかに文書で町に通知することとする。

13 問い合わせ先

住 所 〒967-0004

福島県南会津郡南会津町田島字後原甲 3531 番地 1

南会津町商工観光課 雇用促進係

電 話 0241-62-6200

F A X 0241-62-1288

E-mail h_shokou@minamiaizu.org

U R L <https://www.town.minamiaizu.lg.jp/>

担 当 山内、五十嵐